

本年 10 月から、原則として、院外処方となります

国の政策により、急性期病院では、薬剤師が入院患者の調剤や服薬指導を重点的に行うよう求められております。当センターも、この方針に従い、薬剤師の入院業務を強化するために、外来業務を縮小することにいたしました。

つきましては、本年 10 月から、外来処方は、原則として院外処方といたします。

皆さまには、ご不便をおかけすることになるかもしれませんが、ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

2019 年 8 月 20 日

日本赤十字社医療センター 院長

ご注意

1. 院外処方せんは、発行日を含む4日間(土日祝日含む)有効で、薬の受け取りはご家族でも可能です。
2. 院外処方せんは、院内に設置した FAX 機や皆さまのスマートフォンのアプリ等で、事前に薬局に送ることができます。事前に送っておくと、待ち時間が短くなります。
3. 薬を受け取る薬局として「かかりつけ薬局」を定めることが、推奨されています。
かかりつけ薬局では、他の医療機関で処方された薬や過去にアレルギーとなった薬などを記録し、処方の重複や薬の副作用を未然に防ぎます。
4. 自賠責保険、労災保険、公務災害保険を適用する診療の処方は、院内処方を優先します。